

男女雇用機会均等法の ポイント



はじめに

近年、産業構造の変化や急速に進む少子高齢化に伴う労働力不足などから、企業と男女労働者を取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした中、働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性 が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備する ことは、今後将来にわたって経済社会の活力を維持していく上で、ますま す重要な課題になっています。

「男女雇用機会均等法」は、あらゆる雇用管理の段階における性別による差別的取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント防止や母性健康管理に関する事業主の措置を義務化するなど、昭和61年の施行以降、数度の改正を経て、法の整備・強化が一段と図られてきました。

今般、均等法施行から四半世紀を迎えましたが、いまだに職場での男女間の差別やセクシュアルハラスメント、職場のいじめ・嫌がらせ行為であるパワーハラスメント、結婚・妊娠・出産を理由とした不利益取扱いや職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの問題が発生しており、東京都労働相談情報センターには、これらの問題に関し、多くの相談が寄せられています。

このガイドブックは、男女雇用機会均等法の内容を中心に、女性労働者 に対する保護等についてもまとめたものです。

この冊子が、男女を問わず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮する 機会が確保され、誰もがいきいきと働くことができる雇用環境の実現する ための参考資料として、働く方々や企業経営者の皆様の一助となれば幸い です。

平成31年3月

目 次

| Ι | 均 | 等法の概要 |
|----|-----|------------------------------|
| П | 均 | 等法のポイント······ 4 |
| 1 | E | 目的と基本的理念 |
| 2 | 性 | 注別を理由とする差別の禁止等 |
| 3 | 事 | 『業主の講ずべき措置 |
| 4 | 事 | 『業主に対する国の援助 |
| 5 | 彩 | 分争が生じた場合の救済措置 |
| 6 | 菬 | t施行のために必要がある場合の指導等 |
| Ш | コ | ース等で区分した雇用管理を行うに当たって |
| | 留 | 意すべき事項43 |
| IV | 耳 | 女同一賃金の原則49 |
| | | |
| V | _ | 般女性保護 |
| 1 | 圢 | 1内業務の就業制限 |
| 2 | 危 | 6険有害業務の就業制限 |
| 3 | 生 | Ξ理日の就業が著しく困難な女性に対する措置 |
| VI | 母 | 性保護・母性健康管理 53 |
| 1 | 埃 | 3等法における母性健康管理 |
| 2 | 党 | が基法における母性保護 |
| | (1) | 産前産後休業 |
| | (2) | 妊産婦に係る坑内業務の就業制限 |
| | (3) | 妊産婦に係る危険有害業務の就業制限 |
| | (4) | 軽易業務への転換 |
| | (5) | 変形労働時間制の適用制限 |
| | (6) | 時間外・休日労働、深夜業の制限 |
| | | |

| 【参考 【参考 【参考 | | 育児・介護休業法のポイント 関連法令 就業規則の記載例 | | | |
|-------------------|------------|-----------------------------------|---|---|--|
| | | | の両立支援推進企業登録制度のご案内 ご案内 | | |
| 法 | 令の | 略称 | について | | |
| 比 |)等法 | 、法 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に する法律 | 関 | |
| ť | 多等 | 則 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に する法律施行規則 | 関 | |
| 浙 | 派 遣 | 法 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護 に関する法律 | 等 | |
| 勞 | 5 基 | 法 | 労働基準法 | | |
| | う児・ 木 業 | | 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福 に関する法律 | 祉 | |
| 3 | テ 衛 | 法 | 労働安全衛生法 | | |
| 拼 | 旨 針 | 1 | 労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規 に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針 | 定 | |
| 排 | 旨 針 | 2 | 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して 用管理上講ずべき措置についての指針 | 雇 | |
| 排 | 旨 針 | 3 | コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留 すべき事項に関する指針 | 意 | |
| 拼 | 旨 針 | 4 | 妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査にづく指導事項を守ることができるようにするために事業主: 講ずべき措置に関する指針 | | |
| 指 | 旨 針 | 5 | 深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針 | t | |
| 指 | 旨 針 | 6 | 派遣先が講ずべき措置に関する指針 | | |
| 排 | 旨 針 | 7 | 事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針 | る | |